

大阪府電子入札運用基準

(工 事)

【平成19年度版】

平成19年4月

〔目 次〕

1. 趣旨及び適用範囲	3
2. 用語の定義	3
3. 電子入札による調達案件の取扱い	
3-1 電子入札の対象	3
3-2 電子入札から紙入札に変更する基準	3
4. 入札告示・公表時の電子入札調達案件の明示	3
5. 調達案件の設定等	
5-1 各受付期間等の設定	4
5-2 予定価格等の表記	4
5-3 入札説明書等の電子ファイルの形式	4
5-4 告示日・公表日以降の調達案件情報の修正及び手順	4
6. 参加資格確認申請等	
6-1 参加資格確認	4
6-2 参加資格確認申請内容に変更が生じた場合	5
6-3 再申請	5
6-4 参加資格確認申請後の辞退	5
6-5 添付書類の提出方法	5
6-6 郵送を認める基準	5
6-7 郵送等の方法	5
6-8 ウィルス感染ファイルの取扱い	6
6-9 入札説明書・調達案件内容に対する質問回答	6
7. 連絡事項確認	6
8. 設計図書に対する質問回答	6
9. 入札書等の提出	6
9-1 入札書の無効等	6
9-2 入札書未到達の入札参加者の取扱い	6
9-3 入札書提出後の辞退等	7

9-4	工事費内訳書の提出	7
9-5	工事費内訳書の提出方法	7
9-6	郵送を認める基準	7
9-7	郵送の方法	7
9-8	低入札調査資料の提出方法	7
9-9	ウィルス感染ファイルの取扱い	7
10.	開札	7
11.	開札後の公表等について	
11-1	入札状況の公開	7
11-2	公正入札調査の場合	7
11-3	入札参加資格についての事後確認及び事後審査	8
11-4	工事費内訳書の確認	8
11-5	低入札調査の場合	8
11-6	落札候補者がある場合	8
11-7	最低金額で複数の入札書が提出された場合(電子くじ)	8
11-8	取止め	8
11-9	その他	8
12.	入札参加者等のICカード(代表者の権限の委任等)	
12-1	電子入札に使用できるICカード	9
12-2	ICカード登録審査	9
12-3	ICカードが失効した場合の取扱い	9
12-4	経常建設共同企業体におけるICカードの取扱い	9
12-5	特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い	9
12-6	ICカード登録情報の変更	9
13.	不正行為等による入札の取扱い	10
14.	システムによる電子メール通知について	10
15.	システム上の障害時等の取扱い	
15-1	入札参加できない場合の措置	10
15-2	システム等の障害による時間延長	10
15-3	ネットワーク障害等により、電子入札を行うことができない場合の措置	10
	附則	10

大阪府電子入札運用基準(工事)

1. 趣旨及び適用範囲

(1)趣旨

この基準は大阪府が大阪府電子調達システムを用いて入札及び入札に関連する事務を行う場合の事務取扱について地方自治法、同法施行令その他の関係法令及び大阪府財務規則、水道部会計規程のほか、必要な事項を定める。

(2)適用範囲

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ大阪府が指定及び公表する建設工事の調達案件に適用する。

2. 用語の定義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1)大阪府電子調達システム

大阪府の発注する調達業務を執行するための情報システム(電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。)(以下、「システム」という)。

(2)電子入札

システムのプログラムを使用して、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の送受信により執行する入札。

(3)紙入札

電子入札によらない、紙媒体により執行する入札。

(4)ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用ICカード。

(5)電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書。

(6)入札参加者

一般競争入札においては参加資格確認通知、公募型指名競争入札等においては指名通知をシステムにより受けている者。入札参加希望者を含む場合は、「入札参加者等」という。

3. 電子入札による調達案件の取扱い

3-1 電子入札の対象

1(2)に規定する調達案件は、3-2に該当する場合を除き、電子入札のみにより行うものとする。

1(2)の規定により、この基準を適用する入札にあつては、全ての入札参加希望者がシステムにより電子入札を行うものとし、紙入札による入札参加との併用は行わない。

3-2 電子入札から紙入札に変更する基準

電子入札による手続きの開始後、電子入札の続行が困難な事由が生じたときに限り、電子入札の手続きは中止し、あらかじめ紙入札の手続きを行うものとする。

〈電子入札の続行が困難な事由の例示〉

- ・ システム上の障害等により、電子入札システムが長期間にわたり使用不可となった場合

4. 入札告示・公表時の電子入札調達案件の明示

電子入札調達案件の告示・公表を行う場合は、その旨を明示するため、入札説明書に「本入札は、電子調達システムにより入札参加申請、入札書の提出等の手続きを行う。」と記載する。

5. 調達案件の設定等

5-1 各受付期間等の設定

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は、入札書受付締切予定日の翌日を標準とするものとする。

また、入札参加資格申請の受付及び確認通知書発行の期間は入札参加希望者が参加資格なしの結果通知に対し、理由請求を行うことができ、理由請求により再審査、再通知が行えるよう十分な期間を確保するものとする。

なお、参加資格確認通知書の発行にあたっては、設計図書の配付方法を明記するものとする。

その他の期間等日時の設定は、紙入札における運用に準じるものとする。

入札書の受付は、あらかじめ設定した入札書受付締切予定日時をもって、システムにより締切り、その後は入札書を受付けない。

5-2 予定価格等の表記

予定価格、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、消費税相当額を除く金額とする。

5-3 入札説明書等の電子ファイルの形式

システムに登録する入札説明書及び設計図書等の電子ファイルの形式は、入札参加者等により書換えのできないよう、原則としてAdobe Acrobat(Acrobat4からAcrobat7のバージョン)で作成したPDFファイルとする。

ただし、入札参加者等が入札説明書又は設計図書等の電子ファイルを編集し、工事費内訳書等を提出できるようにする場合の電子ファイルの形式は、Microsoft Word(Word98からWord2003バージョン)又はMicrosoft Excel(Excel98からExcel2003バージョン)で作成したものとする。

5-4 告示日・公表日以降の調達案件登録情報の修正及び手順

告示日又は公表日以降において、調達案件登録情報について修正する必要がある場合は、原則として当該案件を取り止めるものとし、以下の手順により速やかに手続きを行うものとする。

(1)当該案件を取り止める日時に合わせて、入札書受付開始日時、締切日時及び開札日時を変更する。このとき入札書受付締切日時は受付開始日時の1分後に変更する。

(修正例:入札書受付開始日時 13:00 入札書受付締切日時 13:01)

(2)変更後の開札日時に開札し、入札状況登録画面において、「取止め」をチェックし、備考欄に取止め理由を記述して、入札状況登録を行う。次に入札結果登録画面において、「取止め」をチェックし、備考欄に取止め理由を記載し、「執行担当署名」及び「立会担当署名」を行い、入札結果登録を行い、取止め通知書をシステムにより電子メールで通知する。

6. 参加資格確認申請等

6-1 参加資格確認

入札参加希望者が入力した情報をもとに次のとおり審査するものとする。

(1)システムにおいて自動的に審査できる項目(以下、「自動審査項目」という。)は、システムにより審査し、審査要件を満たしている場合には、一般競争入札については、参加資格確認通知を、公募型指名競争入札等については指名通知を、システムにより行う。

なお、入札参加者等の入力した情報、審査内容・結果は、開札まで確認することができない。

資格要件を満たしていない場合には、一般競争入札は参加資格がない旨を記載した参加資格確認通知を、公募型指名競争入札等については参加資格がない旨を記載した非指名通知を、システムにより行う。

(2)参加資格がない(非指名通知を含む)ことについて、入札参加希望者からシステムによる理由請求があったときは、参加資格の有無について再審査を行う。

(3)再審査により参加資格があると認める場合、参加資格確認通知又は指名通知をシステムにより行う。

参加資格がない入札参加者の名称は、参加資格確認通知書発行対象一覧又は指名／非指名通知書発行一覧において表示される。

(4)再審査で経営事項審査結果、建設業の許可等について、異動のあることが判明した場合、部局情報収集機能により、入札参加資格登録担当部局等、関係部局に連絡を行う。

(5) 開札後、落札候補者について自動審査項目は事後確認を行い、自動審査項目以外の資格要件については審査し、参加資格を確認する。

6-2参加資格確認申請内容に変更が生じた場合

入札参加者等が参加資格審査申請内容に変更が生じたにもかかわらず、システムによる変更申請を行っていない場合、システムに登録されている入札参加資格に基づいて審査するものとする。

6-3再申請

参加資格確認通知又は指名通知発行後の再申請は認めない。なお、特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)にあつては、入札説明書の定めによるものとする。

6-4参加資格確認申請後の辞退

- (1) 参加資格確認後の辞退については、参加資格確認通知書または指名通知書の発行日時から入札書受付締切予定日時の期間のみ認めるものとする。
- (2) 辞退した者は、当該入札に参加することはできない。

6-5添付書類の提出方法

参加資格確認申請の際に書類の提出を求める場合、システムにより提出させるものとする。

ただし、6-6に該当する場合を除く。

入札参加者等が提出する電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとする。

電子ファイルの圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word98からWord2003のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel	Excel98からExcel2003のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat4からAcrobat7のバージョンで作成のもの) 画像ファイル(JPEG形式、GIF形式、TIFF形式)

注)ファイル保存時、送信時に失われる機能は使用させないこと。

6-6郵送を認める基準

入札参加者等が提出する電子ファイルの容量が1MBを超える場合には、原則として郵送による提出を求めるものとする。

6-7郵送等の方法

- (1) 提出する書類は一括して郵送させるものとし、システムからの電子ファイルの提出との併用又は持参は認めない。

なお、郵送等による提出を認める場合には、下記の事項を記載した文書の電子ファイルを、参加資格確認申請の添付書類として提出させるものとし、当該電子ファイルの提出がない場合は、有効な郵送書類と認めないものとする。

- 1 郵送等により提出する旨の表示
- 2 提出する書類の目録
- 3 提出する書類のページ数
- 4 書類到達指定日(開札予定日)

- (2) 書類の到達日は開札予定日を指定し、書類が開札予定日前に到達し又は予定日の内に到達しない場合は、その入札参加者の入札は原則として無効とする。

なお、郵送等は、配達日を指定することができ、かつ一般書留等により配達記録が残る方法によることとし、入札参加者の商号又は名称、発注担当部局・課名、「参加資格申請書在中」の記載と入札日、入札件名の記載を確認できるものを有効な郵送書類として認めるものとする。

(郵送方法の例示)

- ・一般書留又は簡易書留郵便で配達日を指定したもの
- ・その他、宅配便等で配達日を指定したもの

6-8 ウィルス感染ファイルの取扱い

提出された電子ファイルにウィルス感染があった場合は、入札書受付締切り後に当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議するものとする。

また、開札後にウィルス感染が判明した場合は、必要な感染防止措置を行い、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議するものとする。

6-9 入札説明書・調達案件内容に対する質問回答

入札参加希望者が質問を行う場合は、入札参加希望者名を特定できる内容を記載しないように明示し、注意を促すよう努めること。なお、質問内容に入札参加希望者名を特定できる内容の記載のあるときは、回答をしないものとする。

7. 連絡事項確認

入札参加者に対し、電子入札の手続き等に関して通知を行う場合、システムの連絡事項確認機能により情報を提供するものとする。

連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続きの不備は、これについて異議を一切認めないものとする。

8. 設計図書に対する質問回答

(1) 入札参加者が質問を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないように明示し、注意を促すよう努めること。なお、入札参加者からの質問内容に入札参加者名を特定できる内容の記載のあるときは、回答をしないものとする。

(2) 添付ファイルでの質問は、受け付けない。添付ファイルは質問の補足に限定する。

9. 入札書等の提出

9-1 入札書の無効等

入札金額、くじ入力番号等、必要な事項の入力を欠き、または電子ファイルの工事費内訳書が添付されていない入札書は無効とする。

入札書記載の入札金額については、契約希望金額の105分の100に相当する金額とする。

次の注意事項を入札説明書等に明示し、注意を促すように努めるものとする。

- ・ 入札書の入力は注意して正確に行い、入札書送信内容確認画面において確認を行ってから入札書の提出を行うこと。
- ・ 入札書の提出は、入札書受付締切予定日時までに完了すること。
- ・ パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、締切日時までに余裕をもって入札書の提出を行うこと。
- ・ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認画面又は入札状況一覧において確認すること。
- ・ 入札書受信確認通知書画面を印刷し、入札書の提出が完了したことを確認しておくこと。

9-2 入札書未到達の入札参加者の取扱い

入札書締切予定日時に入札書がシステムに到達していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

また、入札参加者が入札書受信確認通知書の画面を印刷などの方法により十分確認するよう、周知に努めること。

9-3 入札書提出後の辞退等

システムにより提出された入札書及び工事費内訳書は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めない。

また、落札者が契約を締結しない場合は、違約金の徴収及び指名停止措置を行う。

9-4 工事費内訳書の提出

工事費内訳書は、設計図書に添付する様式によることとし、電子ファイルをシステムにより提出させるものとする。

ただし、9-6に該当する場合を除く。

なお、入札説明書において提出方法を別途定める場合はこの限りでない。

9-5 工事費内訳書の提出方法

入札参加者が提出する工事費内訳書の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとする。

電子ファイルの圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word98からWord2003のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel	Excel98からExcel2003のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat4からAcrobat7のバージョンで作成のもの) 画像ファイル(JPEG形式、GIF形式、TIFF形式)

注)ファイル保存時、送信時に失われる機能は使用させないこと。

9-6 郵送を認める基準

入札参加者が提出する電子ファイルの容量が、1MBを超える場合には、原則として郵送による提出を求めるものとする。

9-7 郵送の方法

郵送方法は、6-7に準じるものとする。

9-8 低入札調査資料の提出方法

低入札価格調査基準価格未満で入札する場合、低入札価格調査の根拠資料については、郵送のみによる提出を求めるものとする。

なお、工事費内訳書を郵送する場合であっても、根拠資料は別途郵送するものとし、郵送方法は、6-7(2)に準じるものとする。

9-9 ウィルス感染ファイルの取扱い

6-8と同様の取扱いと同様とする。

10. 開札

開札予定日時以降にシステムにより速やかに開札を行う。

11. 開札後の公表等について

11-1 入札状況の公開

開札後、公開対象企業登録の画面からすみやかに入札状況公開をしなければならない。ただし、公正入札調査を行う場合を除く。

11-2 公正入札調査の場合

公正入札調査を行う場合、入札参加者名は公開しないものとする。

入札状況登録画面において「調査必要・保持保留」を選択し、備考欄に公正入札調査を行う旨を

登録すること。

調査結果により当該入札を取止める場合は11-8を行う。当該入札を取止めない場合は、その状況に応じて11-3以下の必要な行為を行う。

11-3 入札参加資格についての事後確認及び事後審査

落札候補者について自動審査項目は事後確認を行い、自動審査項目以外の資格要件については事後審査を行う。

最低金額の複数の入札者がある場合は11-7に示す電子くじを実施したうえで事後確認及び事後審査を行う。

なお、事後確認及び事後審査は開札時の最新の情報により行うものとする。

入札参加資格のあることが確認されたときは11-4以下の必要な行為を行う。

入札参加資格のないことが確認されたときは、入札状況登録画面において、当該入札参加者の業者情報欄を「取消」又は「無効」にし、入札状況登録を行う。その場合、公開システムの当該入札参加者の適用欄に「取消」又は「無効」と表示される。

また、事後審査等で経営事項審査結果、建設業の許可等について、異動のあることが判明したときは、部局情報収集機能により入札参加資格登録担当部局等の関係部局に連絡を行う。

11-4 工事費内訳書の確認

入札参加者全ての工事費内訳書を確認しなければならない。

11-5 低入札調査の場合

入札状況登録画面において「調査必要・保持保留」を選択し、備考欄に低入札調査をしていることを記述し、入札状況登録を行う。

低入札調査を行った後、入札結果登録を行う。

なお、調査の結果、失格となった場合は、入札結果登録画面で「調査必要・保持保留」を選択し、「執行担当署名」「立会担当署名」を行い、入札結果登録を行う。続いて、入札状況登録画面において「無効」の選択、又は備考欄への必要事項の記載を行う。次に入札価格の低い者について11-3により、入札参加資格の事後確認及び事後審査を行う。

調査により失格となった場合は、必要に応じ部局固有情報登録機能に登録する。

11-6 落札候補者がある場合

最低金額で唯一の入札者の入札が有効と認められた場合、落札者を決定する。

入札状況登録画面において「落札候補有り」を選択する。

次に入札結果登録画面で、「落札者決定」及び、落札候補者の「落札者欄」をチェックし、「執行担当署名」及び「立会担当署名」を行う。落札者が決定した旨を通知する。

11-7 最低金額で複数の入札書が提出された場合(電子くじ)

最低金額での入札が複数あった場合には、電子くじにより選定した落札候補者(以下「第1候補者」という。)について、入札参加資格の有無及び工事請負にあつては工事費内訳書の確認、又は必要な調査(以下「資格確認」という。)を行い、有効であると認められた者を落札者として決定する。ただし、第1候補者の入札参加資格が「資格なし」と認められた場合にあつては、第1候補者の入札書提出日時順位から数字が大きくなる方向に向つて順位の近い者から新たな落札候補者(第2候補者)として順次資格確認を行う。以後、落札者が決定するまでこの作業を繰り返す。この場合において、該当する者がいなくなったとき又は当初から該当する者がいなかったときには、入札書提出日時順位の小さな数字の者から順次資格確認を行う。

入札状況登録画面において「落札候補有り(くじ)」を選択し、くじ対象入札参加者の業者情報欄の表示を「抽選」にして、入札状況登録を行う。

入札結果登録画面において、備考欄にくじ引き日時が表示されることを確認し、「くじ引き」ボタンを押下する。くじを実施する旨が、くじ対象者に通知される。

くじ情報画面で第1候補者を確認し、資格確認を行う。資格確認の結果、「資格あり」と認められた場合は「執行担当署名」及び「立会担当署名」を行い、入札結果登録を行う。落札者が決定した旨をシステムによりメールで通知する。

11-8 取止め

公正入札調査の結果等により、当該入札を取止めることとする場合の操作手順は、5-4(2)に準じるものとする。

11-9 その他

11-1から8の各々の操作完了後、公開システムを閲覧し、次の所定の表示又は記入した表示があることを確認する。

- ①「落札候補有り」、「落札候補有り(くじ)」及び「取止め」で入札状況登録した場合 入札結果欄の表示は「確認中」
- ②「調査必要・保持保留」で入札状況登録した場合 入札結果欄の表示は「保留中」
- ③「落札者決定」で入札結果登録した場合 入札結果欄の表示は「落札者決定」
- ④「調査必要・保持保留」で入札結果登録した場合 入札結果欄の表示は「保留中」
- ⑤「取止め」で入札結果登録した場合 入札結果欄の表示は「取止め」。

12. 入札参加者等のICカード(代表者の権限の委任等)

12-1 電子入札に使用できるICカード

電子入札に参加できる者は、大阪府建設工事入札参加資格(以下、「入札参加資格」という。)を有している者の内、システムにICカード登録をしている者とする。

なお、ICカードの名義は、次のいずれかであること。

- ① 入札参加資格に契約先として登録している代表者
- ② 入札参加資格に契約先として登録している府内の営業所の代理人
- ③ ①又は②の者より代理人として、電子入札に関する入札・見積りについての権限の委任を受けている者

なお、③の場合、ICカード登録時に入札参加資格の契約先として登録している者から、当該ICカードの名義人が、このICカードの利用による電子入札に関する入札・見積りについての権限の委任を受けていることを、システムの画面で確認することにより、正当な受任者であるとみなす。

12-2 ICカード登録審査

ICカード登録の審査は次のとおり行う。

- (1) ICカード登録の審査はシステムにより行う。
- (2) 入札参加者等は一社あたり複数枚のICカード登録を行うことができるものとする。
- (3) ICカード登録審査が完了した者にも、システムによる入札参加資格申請等、電子入札への参加を認めるものとする。

12-3 ICカードが失効した場合の取扱い

12-1により電子入札に参加することができるICカードの利用者が、当該企業に属さないこととなった場合等により失効したときには、当該ICカードによる電子入札への参加を認めない。

但し、当該企業において登録している他の有効なICカードを用いて、電子入札に引続き参加することができる。

なお、入札参加者等に対しこのような事態に備えてICカードの複数枚の登録を行うことを推奨すること。

12-4 経常建設共同企業体におけるICカードの取扱い

経常建設共同企業体(以下、「経常JV」という。)用に使用できるICカードは、経常JVの代表構成員の代表者(競争参加資格認定通知書に記載されている者)又は代表構成員から12-1の規定により委任された者のICカードとする。

経常JV用に登録したICカードは、単体企業用にICカード登録することができない旨を周知するよう努めること。

また、経常JVとして登録したICカードは、当該経常JVの入札参加資格の登録期間内(当該年度内)のみ有効なものとし、次年度以降の利用はできないため、周知に努めること。

12-5 特定JVにおけるICカードの取扱い

特定JV用に使用できるICカードは、12-1に規定する代表構成員の会社に属する者とする。

また、特定JVの行った入札にあっては、代表構成員が入札・見積に関する権限を有する旨が記載された協定書を提出させるものとする。

12-6ICカード登録情報の変更

入札参加者等が登録を行ったICカードの連絡先情報(連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等)については、入札参加者等が随時変更することを認めるものとする

13. 不正行為等による入札の取扱い

入札参加者等がICカードの不正使用、虚偽の参加資格申請・入札書の提出等、不正な行為により入札を行った場合は、大阪府建設工事指指名停止要綱の定めるところにより指名停止措置等、その他契約事務上、相当の措置をとるものとする。

<ICカードを不正に使用した場合の例示>

- ①他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合。
- ②代表者に変更となっているにもかかわらず、変更後のICカード取得手続きをせずに、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合。
- ③同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合。

14. システムによる電子メール通知について

システムによる電子メール通知は、補足的なお知らせ機能に過ぎないので、結果の内容は必ずシステムで確認するよう入札参加者等に対し周知に努めること。

15.システム上の障害時等の取扱い

15-1入札参加できない場合の措置

使用機器等の障害等により、電子入札に参加することができない入札参加者等については、大阪府契約局内に設置したパソコンによる電子入札参加を認めることとする。

なお、入札参加者等に対して、代替機器等の確保について推奨するよう周知に努めること。

15-2システム等の障害による時間延長

システムに障害が発生した場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行う(なお、電子入札から紙入札へ変更する場合は3-2による)。

この場合には、電子メールでの通知、ホームページ等、その他知らせることのできる手段を用いて周知に努めること。

15-3ネットワーク障害等により、電子入札を行うことができない場合の措置

プロバイダ等、大阪府及び入札参加者等以外の障害等により、一部又は全部の入札参加者等が電子入札に参加することができない場合の取扱いは、15-1と同様とする。

附則

- (1) 本基準は、大阪府の内部規範であり本基準で定める事項の他、電子入札参加にあたり遵守する必要な事項は、電子入札心得、入札説明書等で入札参加者等に告知するほか、窓口などでの周知に努めること。
- (2) システムの操作や入札参加者等の使用機器、ネットワークの設定方法等の助言・相談の窓口である「電子入札ヘルプですよ」について、入札参加者等への周知に努めること。

(施行期日)

この運用基準は、平成19年4月1日から施行する。